

企業活動を通じ「感動の創造」の実現

当社は、一九八七年十月に社名を小西六写真工業株式会社からコニカ株式会社に変更し、ブランドもコニカに統一した。その折、基本理念、経営理念を定め社員一丸となって、意識・行動改革に取り組んだ。その後、経営環境の変化に伴い、CI導入一〇周年事業の一環として、企業行動の原理と価値観を整理し、九七年十月に「コニカ行動憲章」を制定した。

当行動憲章は従来の基本理念、経営理念に企業倫理の観点を加味し具体的な行動基準にブレイクダウンしたものであり、コニカビジョン（感動創造）とともに当社経営の基本理念となっている。さらに全ての社員への浸透を目的とし、行動憲章解説書を併せてイントラネットに掲載し、新入社員教育、新任管理職研修、関係会社新任役員研修等、節目節目で解説し理解を深める機会を設けている。また、中期経営計画等の経営計画の策定に当たっても、常に企業行動の原理に基づく重要課題を織り込んでいる。当社の行動憲章は以下のとおりである。

(コニカ 経営監査室)

コニカ行動憲章

前文 企業活動のグローバル化を中心とする経営環境の変化に対応し、コニカは自己責任の強化や倫理性・透明性の向上、さらには地域社会との共生を維持するため、ここに国際的企業活動のバックボーンとなる原理及び価値観を明らかにし、遵守することによって、コニカを取り巻く全ての関係者に対し、感動の創造をはかる。

1. **商品の有用性・安全性**
当社は、社会的に有用な商品・サービスを安全性を十分配慮して開発・提供する。
2. **公正・透明な企業活動**
当社は、自己責任原則にのっとり、法律・社会的規範を遵守して、公正・透明な企業活動を行う。
3. **環境の保全**
当社は、環境問題への取り組みを、企業の存在と活動に必要な要件と認識し、自主的・積極的に行動する。
4. **情報の開示**
当社は、広く社会に対し、企業活動に関する情報を適時・適切に提供する。
5. **社会への貢献**
当社は、地域の文化・習慣を尊重し、「良き企業市民」として社会に貢献する。
6. **社員の尊重**
当社は、社員のゆとりと豊かさを実現し、安全で働きやすい職場環境を確保するとともに、社員の人格を尊重し、個性の育成と発揮に配慮する。

*一九九七年十月一日制定